

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、アルフレッサ株式会社（所在地 東京都千代田区）外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年2月1日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|-------------|---------------------|
| ①アルフレッサ株式会社 | ①東京都千代田区内神田一丁目12番1号 |
| ②株式会社スズケン | ②愛知県名古屋市東区東片端町8番地 |
| ③東邦薬品株式会社 | ③東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 |

2. 指名停止措置期間： ①②③令和3年2月1日～令和3年5月31日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が発注する医薬品の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料し、上記有資格業者3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた7名を検事総長に刑事告発した。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| （独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内 |